

OSAKA ごみゼロ水上ツアー推進事業 仕様書

1. 委託事業名

OSAKA ごみゼロ水上ツアー推進事業

2. 事業目的及び概要

大阪湾の浮遊ごみ（人工物）の約9割がペットボトルや容器類等の生活系のプラスチックごみであることから、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画」及び「おおさか海ごみゼロプラン」の目標達成に向けて、あらゆる府民に対する海洋ごみの問題の啓発が重要である。特に、若年層、ファミリー層等のプラスチックごみに関する意識向上や、観光地でのオーバーツーリズムによるごみ問題などの課題解決に向けた新たな取り組みが必要である。

そこで、大阪府では、大阪・関西万博、全国豊かな海づくり大会の開催を機に、「OSAKA ごみゼロプロジェクト」を実施中であり、「街・川・海にごみのないきれいな大阪」をめざし、オール大阪での取り組みを推進することとしている。

川・海の浮遊ごみ対策の推進は、美しい景観や豊かな水産資源など大阪湾の多面的な価値・魅力の向上につながり、来阪者へごみのないきれいな大阪をPRするうえでも、より一層推進していく必要がある。

本事業では、府内の海・川で、府民や観光客などが参加できる新しい浮遊ごみ等回収プログラムが継続的な取組（以下、「ごみゼロ水上ツアー」とする。）となることを目的に、水上アクティビティその他の海辺・水辺環境を活用したレジャー関連事業者等が企業、学校、観光協会などと連携したモニターツアー・イベントを実施するとともに、その結果も踏まえ、地元のステークホルダーと連携して取り組める「ごみゼロ水上ツアー」の事業スキームを検討する。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金曜日）まで

4. 委託上限額

10,560,000円（税込）

5. 事業内容及び提案を求める事項

本事業で実施する業務は、次の（1）から（3）とする。なお、業務の実施にあたっては、（4）の留意事項に配慮し、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

（1）府域の沿岸・河川での新たな浮遊ごみ等拾いプログラムを含むモニターツアーの実施

府民（若年層・ファミリー層等）やインバウンド含む観光客などを対象とし、府域の沿岸・河川、特に第45回全国豊かな海づくり大会「魚庭（なにわ）の海おおさか大会」（以下「大会」という。）が開催される大阪湾沿岸域を中心に、海洋プラスチック対策として、浮遊ごみや漂着ごみの回収を参加者が実施する新しいプログラムを取り入れたモニターツアー・イベントを企画・実施すること。

・ 環境保全に取り組む既存の団体や開催地と関係性の深いステークホルダー（企業、学

校、観光協会など）と連携し、取り組みの自走化を検討するため、ターゲット層（若年層・ファミリー層等やインバウンドを含む観光客のみに限定しない）を明確に設定したモニターツアー・イベントを3種類、計6回以上企画し、実施すること。

- ・モニターツアー・イベントは、大会開催との連携に配慮して、少なくとも2回は大会開催期間中またはその前に開催するよう企画することとし、すべてのモニターツアー・イベントは原則1月末までに実施すること。
- ・新しい浮遊ごみ等回収プログラムの実施にあたっては、継続実施に向けた啓発・PRコンテンツ（リーフレット・ホームページ等）を検討して作成すること。
- ・参加者の意識変化やコンテンツ内容の妥当性、事業の継続可能性や集客可能性等を把握することを目的に、ツアー・イベントごとに参加者へのアンケートやインタビューを実施すること。

（参考）モニターツアー・イベントの例

例1）ファミリー対象

カヌー・カヤックやSUPボートによるごみ拾い＋生物調査

例2）大学生・高校生等の若年層対象

浜辺など自然海岸のごみ拾い（清掃ボランティアとの連携）＋水辺でのアウトドアレジャー活動

例3）観光客対象

カヌー・カヤックやSUPボートによるごみ拾い＋大阪湾の水産物を楽しむ食事やバーベキュー、または地域の歴史・環境のレクチャー

【留意点】

- ・対象とするターゲット層に、それぞれ募集に係る情報が伝わるように広報すること。また、事前申込制とする場合は、参加者が申し込みやすいよう、募集方法及び適切な受付管理に留意すること。
- ・水辺での活動であるため、実施場所の特性に応じた参加者の安全対策を行うとともに、原則、参加人数分のイベント保険に加入すること。
- ・本事業にかかる費用は、原則、委託料から支出するものとし、参加者からいかなる料金も徴収しないこと。ただし、浮遊ごみ等回収に関するプログラム以外の費用については、参加者負担を求めることやステークホルダーとの連携実施を行うことは可能とする。

【提案を求める事項1】

モニターツアーの企画検討・実施

- ・ターゲット層がそれぞれ異なる3種類のモニターツアー・イベントについて、企画概要（開催場所及び主なターゲット層とそれぞれの選定理由、募集人数、募集方法、実施場所、概ねの実施時期、プログラム内容）をご提案ください。
- ・モニターツアー・イベントの企画・実施にあたり、プログラムの継続性を高めるための方策や工夫（企業や地元のステークホルダーとの連携や参加者を増やすための工夫等）についてご提案ください。
- ・プログラムの継続実施に必要な啓発・PRコンテンツの企画概要及び今後の活用方策について、そのコンテンツの作成理由や期待できる効果も含めてご提案ください。

(2) 「ごみゼロ水上ツアー」の事業スキームの検討

(1) のモニターツアーの実施結果などを踏まえて、継続的な取り組みになるような体制や枠組み等（補助事業の活用、参加者が費用を負担する観光ツアーとの併催など）について、成果や課題、改善方策の検討を行い、とりまとめること。あわせて、企業や地元のステークホルダーへのヒアリングを実施し、浮遊ごみ等回収プログラムの自走化に向け、連携方法や今後の課題を抽出すること。

【提案を求める事項2】

- ・(1) のモニターツアーで検証する項目について具体的に提示してください。
- ・事業スキームを検討するにあたり、ヒアリングを行う企業及びステークホルダーの候補や連携方策案、事業スキームの検討方法について、過去の業務において類似した実績などがあればそれも踏まえながら、具体的にご提案ください。（共同企業体の場合は、その構成企業それぞれにおける類似した実績を踏まえても結構です。）

(3) 運営体制・全体スケジュール等作成業務

業務実施に必要なスキルを有した人員や業務全体を統括する責任者を配置するなど、府や関係機関との調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制を構築すること。

また、スケジュール管理を適切に行い、業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを設定すること。

【提案を求める事項3】

- ・業務実施に必要なスキルを有した人員や業務全体を統括する責任者を配置するなど、府や関係機関との調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制を示すこと。
※実施体制は、役割分担等を明示した「組織（人員）体制表（様式自由）」として提出可。
- ・スケジュール管理を適切に行い、業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを示すこと。
- ・実施に関し、想定している連携事業者・機関等があれば、提案すること。（事前協議等を実施している場合は、その状況も具体的にご記載ください。）
- ・過去に、同種又は類似の事業実績を有する場合は、それらを具体的に示すこと。（共同企業体の場合は、その構成企業それぞれにおける事業実績を示しても結構です。）

(4) 事業全体に係る留意点

① 物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、大阪府グリーン調達方針

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.htm> 1) に適合するものであること。

② 著作権及び個人情報の保護等について

- ・本事業の実施により得られた成果品、情報等については、全て大阪府に帰属するとともに、成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページや SNS アカウント等において掲載する。
- ・委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、PR 用コンテンツなど成果物で使用する著作物（写真、文章、映像、音声等）に係る著作権、肖像

権、商標権などの権利 関係の処理・調整については委託事業者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。

- ・ 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は 損害賠償を求められた場合、委託事業者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・ 本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

6. 納品

(1) 納品物

① 契約締結後 14 日以内

- ・ 業務実施計画書（業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を事業実施計画としてまとめたもの）

② 契約期間終了日（令和 9 年 3 月 19 日（金曜日））まで

- ・ 実績報告書（事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。）
- ・ イベント実施に係る著作権に関する書類
- ・ 業務に関して作成した全ての成果物
- ・ イベントの記録写真や映像データ等についても、電子データにて提出。

(2) 納品形式

① 文書形式のものは、印刷物（1 部）及び電子データにて納品すること。

写真や映像データは、電子データにて納品すること。

② 文書形式の電子データは Microsoft 社の Word 形式、映像は MP4 形式、写真については PNG 形式とすること。

③ ホームページをはじめ各種媒体で本電子データを利用する可能性があるため、必要に応じ発注者が指定する上記以外のデータ形式への変換を依頼する必要がある。

(3) 納品場所

大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境計画グループ

（大阪市住之江区南港北 1 丁目 1 4 - 1 6 大阪府咲洲庁舎 21 階）

7. 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

1 再委託の承認

(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。

ア 業務の主要な部分を再委託すること。

- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

2 承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。
- (2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

8. 委託事業の運営

受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

9. その他

- (1) 事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。また、大阪府と事業の委託契約締結及び業務実施にあたっては、見積りの詳細を含めて、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第

57号)及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大阪府条例第60号)その他法令に定めるもののほか、大阪府が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から受注者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

- (3) 発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、速やかに対応すること。
- (4) 受注者は本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (5) 本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。
- (6) 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。